

令和5年5月5日

社会福祉法人 新生会
理事長 松本 陽介 殿

監事 曾我 耕介



監事 尾上 麻美



監査報告書の提出について

私たち監事は、社会福祉法第四十五条の十八、四十五条の十九条及び社会福祉法人新生会定款第二〇条に基づき別紙の通り監査報告書を提出いたします。

以上

監査報告書

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の事業年度に関して、理事の業務執行の状況及び社会福祉法人新生会の財産の状況について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、以下の各施設における業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び事業報告者につき検討いたしました。

理事の競業取引、理事と法人間の利益相反取引、法人が行った無償の利益供与等に関しては上記の監査の方法のほか、必要に応じて理事等に対し報告を求め詳細に調査致しました。


2 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業活動報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務遂行に関する不整の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月5日

社会福祉法人 新生会

監事

曾我耕介 

監事

尾崎麻美 

監査結果報告書

令和 5 年 5 月 5 日

社会福祉法人 新生会
理事長 松本 陽介 様

社会福祉法第40条及び社会福祉法人新生会定款第20条に基づき実施した
令和5年度第1回監査結果について、次のとおり報告します。

監 事 曾我耕介



監 事 尾上麻美



監査区分	(定期) ・ 臨時) 監査
監査の種類	(会計) ・ (業務) 監査
監査日時	令和 5 年 5 月 5 日(金 曜 日) 13 時 00 分 ~ 17 時 00 分
監査場所	しんせい学園 相談会議室
監査実施内容	・令和4年度会計執行状況及び法人・施設運営状況 ・監査の結果は、社会福祉法人新生会監事監査質問書のとおり
監査実施結果	意見 見評 (1)事業報告書は、関連する法令及び通知に従い、当会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。 (2)財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。 (3)貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、当会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。 (4)資金収支計算書及び事業収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、当会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
	その他の 提案・勧告 事項

理事長確認書

令和5年5月5日

監事 曾我 耕介様
監事 尾上 麻美様

社会福祉法人 新生会
理事長 松本 陽介



当社会福祉法人の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における事業報告書及び計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支決算内訳表を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む。）、貸借対照表及び財産目録の監査に対して、下記のとおりであることを確認します。また、計算書類の作成責任者は、理事者であることを承知しております。

記

1. 本日まで開催された理事会及び評議員会の議事録並びに重要な起案書及び契約書は、すべて貴殿の閲覧に供しました。
2. 計算書類は、社会福祉法人会計の基準に準拠して収支及び事業活動の状況並びに財産状態を適正に表示しております。
3. 計算書類及びその作成の基礎となる会計記録に適正に記録していない重要な取引はありません。
4. 内部統制を構築し、維持する責任は理事者であることを承知しております。
5. 理事者や内部統制重要な役割を果たしている職員等による計算書類に重要な影響を与える不正（不整）及び違法行為はありません。
6. 貴殿から要請のあった会計記録及び監査の実施に必要な資料は、すべて貴殿に提供いたしました。
7. 所轄庁からの通告・指導等で計算書類に重要な影響を与える事項はありません。
8. 計算書類の資産・負債又は純資産の計上額や表示に重要な影響を与える事業計画及び意思決定並びに係争事案はありません。
9. 契約不履行の場合に計算書類に重要な影響をもたらすような契約諸条項は、すべて遵守しております。
10. 計算書類に注記しているものを除き、所有権に制約がある重要な資産はありません。
11. 計算書類に計上又は注記している事項を除き、重要な偶発事象及び後発事象はありません。
12. 当社会福祉法人が令和4年度に帰属する補助金収入等は、洩れなく同会計年度の計算書類に計上しております。

以上